

〇〇サークル規則

第1条（名称）

本サークルは、〇〇と称する。

第2条（所在）

本サークルは、大阪電気通信大学内に置く。

第3条（目的）

本サークルは、〇〇を主たる目的とする。

第4条（資格）

本サークルは、大阪電気通信大学に在籍する学生で、構成員名簿等の所定用紙で大阪電気通信大学に報告し、登録した者をサークル構成員とする。

第5条（役員）

本サークルには、以下の役員を置く。

- （1）代表
- （2）副代表
- （3）会計

第6条（役員任期）

1. 役員任期は1年とする。ただし、再任も可とする。
2. 役員に欠員が出た場合は補充することができ、前任者の在任期間を任期とする。

第7条（役員職務・権限）

1. 代表は、本サークルを代表し、活動の統制・運営・管理を行い、活動報告を行う。
2. 副代表は、代表の補佐をし、代表不在の時はその代理として本サークルを代表する。
3. 会計は、本サークルの会計を管理し、必要に応じて報告を行う。

第8条（活動）

1. 本サークルの活動計画は、サークル会議によって決定する。
2. サークル会議は、必要に応じて開催する。ただし、年1回は、年間活動と年間会計の報告を行い、サークル構成員の承認を得るものとする。

第9条（会計）

1. 本サークルの会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。
2. 本サークルの活動経費は、サークル費及びその他をもって充当する。

第10条（安全管理）

本サークルは、以下のことを遵守し、安全管理等の徹底をする。

1. 大阪電気通信大学との連絡体制、学外での活動の場合は緊急連絡先を確保し、サークル構成員の体調管理、活動判断、盗難予防措置等をし、必要に応じて保険加入を行う。
2. 本サークルと大阪電気通信大学の品位を失墜させる行為のないよう、サークル構成員が徹底する。
3. 反社会的行為は禁止する。

第11条（サークル規則の改正）

サークル規則は、3分の2以上のサークル構成員が出席するサークル会議において出席者の2分の1以上の賛成があり、学務部長の承認を受けなければならない。

第12条（その他）

本サークルは、大阪電気通信大学の各規程及び学務課の指導を遵守する。

附則

本サークルのサークル規則は、20××年〇〇月〇〇日から施行する。